

## 鳴沢村スポーツ施設の使用料の減免基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴沢村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（令和6年鳴沢村条例第40号。以下「条例」という。）第11条に規定する使用料（以下「使用料」という。）の減免の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の適用範囲)

第2条 条例第11条第3項の規定による減免の対象は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 別表第1に掲げる団体が教育、スポーツ活動又は保育活動で使用する場合
- (2) 別表第2に掲げる団体が教育又はスポーツ活動で使用する場合
- (3) その他、教育長が特に必要と認めた場合

(減免の基準)

第3条 使用料の減免基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる団体 全額免除
- (2) 別表第2に掲げる団体 村民区分の料金
- (3) その他、教育長が特に必要と認めた場合 全額免除又は村民区分の料金

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

団体名等	国
	山梨県
	山梨県警察本部
	富士五湖消防本部
	鳴沢村
	鳴沢村教育委員会
	鳴沢村社会福祉協議会
	鳴沢村第一区
	鳴沢村第二区
	鳴沢村消防団
	鳴沢村スポーツ推進委員会
	鳴沢村スポーツ少年団
	鳴沢村婦人会
	鳴沢村文化協会
	鳴沢村青少年育成会
	鳴沢村立鳴沢小学校
	鳴沢村立鳴沢保育所
	河口湖南中学校組合立河口湖南中学校
山梨県小中学校体育連盟	

別表第2(第2条関係)

団体名等	山梨県立吉田高等学校
	山梨県立富士河口湖高等学校
	山梨県立富士北稜高等学校
	山梨県立ひばりが丘高等学校
	富士学苑高等学校
	ヴァンフォーレ甲府
	F C ふじざくら山梨